

## 議第43号

### 訴えの提起について

次のとおり静岡地方裁判所沼津支部へ大気常時監視自動計測器の売買に係る損害賠償を求める訴えの提起を行い、第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

相手方	被告 大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社 代表取締役 紀本岳志
請求の理由	<p>1 平成20年11月12日に公正取引委員会は、大気常時監視自動計測器（以下「自動計測器」という。）の製造販売業者に対し、国の機関及び地方公共団体の自動計測器の入札等において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為（以下「談合」という。）を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>2 これを受けて、談合が行われていたとされる平成16年6月10日から平成20年4月7日までの間の原告（三島市）における自動測定機の契約について調査したところ1件の該当があること、また、その契約単価と当該期間の後に静岡県が購入した価格に大きな差が生じており、原告（三島市）に損害が発生していることが判明した。</p> <p>（当該契約の概要） 製造販売業者 紀本電子工業株式会社 品名 窒素酸化物自動計測器（型番NA-623）1台 契約金額 2,992,500円 契約日 平成16年7月23日</p> <p>3 原告（三島市）が受けた損害の額は、談合が行われていた期間と談合が行われなくなった後における購入価格（平成20年度及び平成22年度の静岡県の購入金額の平均）の差額とした。</p> <p>4 ついては、民法第709条及び第719条第1項の規定に基づき、当該損害賠償金及びこれに対する契約代金支払日の翌日から支払い済みまでの間の民法第404条に規定する年5分の割合による遅延損害金を請求する。</p>
請求の趣旨	<p>1 被告は、原告（三島市）に対し、金1,690,500円の損害賠償金を支払えとの判決を求める。</p> <p>2 上記の損害賠償金に対する契約代金支払日の翌日から支払い済みまでの期間における年5分の割合による遅延損害金を支払えとの判決を求める。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とするとの判決を求める。</p>

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡武士